

## 第33号議案

### 職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例

#### (職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間から32時間」を「15時間30分から31時間」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間」に改める。

第3条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

#### (職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

#### (一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

#### (職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号ア及びイ並びに同条第2号イ中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改める。

第13条の表第13条第1項の項、第15条の表第19条の5第1項の項、第23条の表第13条第1項の項及び第25条の表第19条の5第1項の項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

#### (職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第5条 職員の修学部分休業に関する条例(平成20年島根県条例第9号)の一部

を次のように改正する。

第2条第1項中「20時間」を「19時間20分」に、「30分」を「5分」に改める。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第6条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第19条の5第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第22条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間から32時間」を「15時間30分から31時間」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間」に改める。

第22条の2第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。